

○「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準」について（平成15年8月19日国港管第474-3号）[新旧対照表]

改正案	現 行	備 考
<p>1～5（略）</p> <p>6 別表第1関係 一（略）</p> <p>二 一般工事における過失による粗雑工事の<u>契約不適合</u>の重大性の判断（第3号） 一般工事における過失による粗雑工事について、<u>契約不適合</u>が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とすること。</p> <p>三～五（略）</p> <p>7（略）</p>	<p>1～5（略）</p> <p>6 別表第1関係 一（略）</p> <p>二 一般工事における過失による粗雑工事の<u>かし</u>の重大性の判断（第3号） 一般工事における過失による粗雑工事について、<u>かし</u>が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とすること。</p> <p>三～五（略）</p> <p>7（略）</p>	<p>民法改正（令和2年）に伴い変更となる公共工事標準請負契約約款及び国土交通省における工事請負契約書の改正を反映</p>